

元離宮二条城本丸御殿パンフレット台の製作・設置
業務委託仕様書

令和6年11月

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

(担当 佐橋・中野 電話：841-0096)

1 件名

元離宮二条城本丸御殿パンフレット台の製作・設置業務委託

2 履行期限

契約の日の翌日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

京都市元離宮二条城本丸御殿（京都市中京区二条通堀川西入二条城町 541）

4 概要

本委託業務は、元離宮二条城本丸御殿（以下「本丸御殿」という。）にあるパンフレット台を製作・設置するものである。詳細は、「8 委託業務内容」によるものとする。

5 適用

作業にあたっては、京都市契約事務規則、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令を遵守すること。

6 作業条件

施設運営の支障とならないよう、日時を調整して作業を行うこと。

7 支払条件

支払回数は業務完了後の一括支払いとし、前払金の支払は行わない。

8 委託業務内容

元離宮二条城本丸御殿のパンフレット台について、図面（別紙2）に基づき新しく1台を製作し、本丸御殿 玄関 殿上の間（別紙1、赤枠）に設置する。また、既存のパンフレット台1台を、本丸御殿 玄関 使用者の間（別紙1、青枠）に移動させる業務も行う。加えて、これらのパンフレット台2台に、言語タグを製作・設置すること。

- (1) 建物・設備等の損傷防護について、床、壁、柱、納品物等に発砲ポリエチレン材や綿布団等を用いて養生を施すこと。そのために、施工日の10日以上前に現地で調査を行って設置作業工程表及び施工要領書を作成し、本市の担当者から了承を得ること。
- (2) 施工にあたっては、文化財建造物（国、都道府県または市町村の指定または登録を受けた建造物）において、什器類設置の業務実績を有する者を従事させるよう努めること。
- (3) 新規パンフレット台1台の制作。素材は木製とし、表面化粧材の色調は、本市と協議の上、決定すること。また、パンフレット台を置く養生パネルの根太がある部分に、金具等を用いてしっかりと固定させること。なお、現地作業に従事す

る人数は、監督作業員を含め4名以上とする。

- (4) 現在、殿上の間に設置している既存パンフレット台を、使用者の間に移動させる。
- (5) 新規パンフレット台を、殿上の間に設置する。
- (6) パンフレット台2台に対し、合計18枚の言語タグを製作・設置する。言語タグは、アクリル板（h15×w120 ダイフィット加工仕上げ）とし、アクリル裏面からダイフィット加工のビスで止めること。

9 提出書類

- (1) ～(3)は、施工日の7日以上前に、(4)、(5)は施工完了後に提出すること。
 - (1) 作業員名簿：人数、国指定建造物内での作業経験の有無、当日の役割
※作業監督員を定めること。作業監督員は、運搬作業には参加せず建造物への配慮・安全管理を行う責任者とする。
 - (2) 設置作業工程表
 - (3) 施工要領書（搬入経路、養生方法、養生箇所など）
 - (4) 工程写真（設置前、作業中、完了時）
 - (5) 完了届

10 一般事項

- (1) 元離宮二条城本丸御殿は重要文化財に指定されており、業務の実施に当たってはその文化財的価値を念頭におき、保存に関して細心の注意を払いながら作業を行うこと。
- (2) 本業務にあたっては、あらかじめ設置の日時について、本市と十分な協議のうえ、作業を行うこと。
- (3) パンフレット台の設置及び移動の際には、納品物及び建物・設備等に損傷防護を講じること、もし、損傷が生じた場合は、受注者において補修すること。なお、建物が損傷した場合は文化財保護法第三十三条に則って文化庁に届け出ることに加え、損傷が甚大な場合は、本市において報道発表を行うことがある。
- (4) 本業務完了後、本市が検収を行う。
- (5) 業務の履行に伴い発生する廃材は、受注者の負担及び責任において、関係法令等に従い適切に処理すること。
- (6) 元離宮二条城は、世界遺産に登録され、国内外から年間約200万人が来城するため、入退城の際は、来城者の目を意識して行動すること。
- (7) 作業条件
 - ア 作業時間
 - (ア) 入退城及び作業時間は、8：30から17：30までとし、早出・残業をする際は事前に本市職員の許可を受けるものとする。
 - (イ) 作業従事者の代表者は、必ず入城時に当日の予定・要員数等を本市職員に報告すること。又、退城時にも、当日実施した業務内容等を報告すること。

イ 作業車両

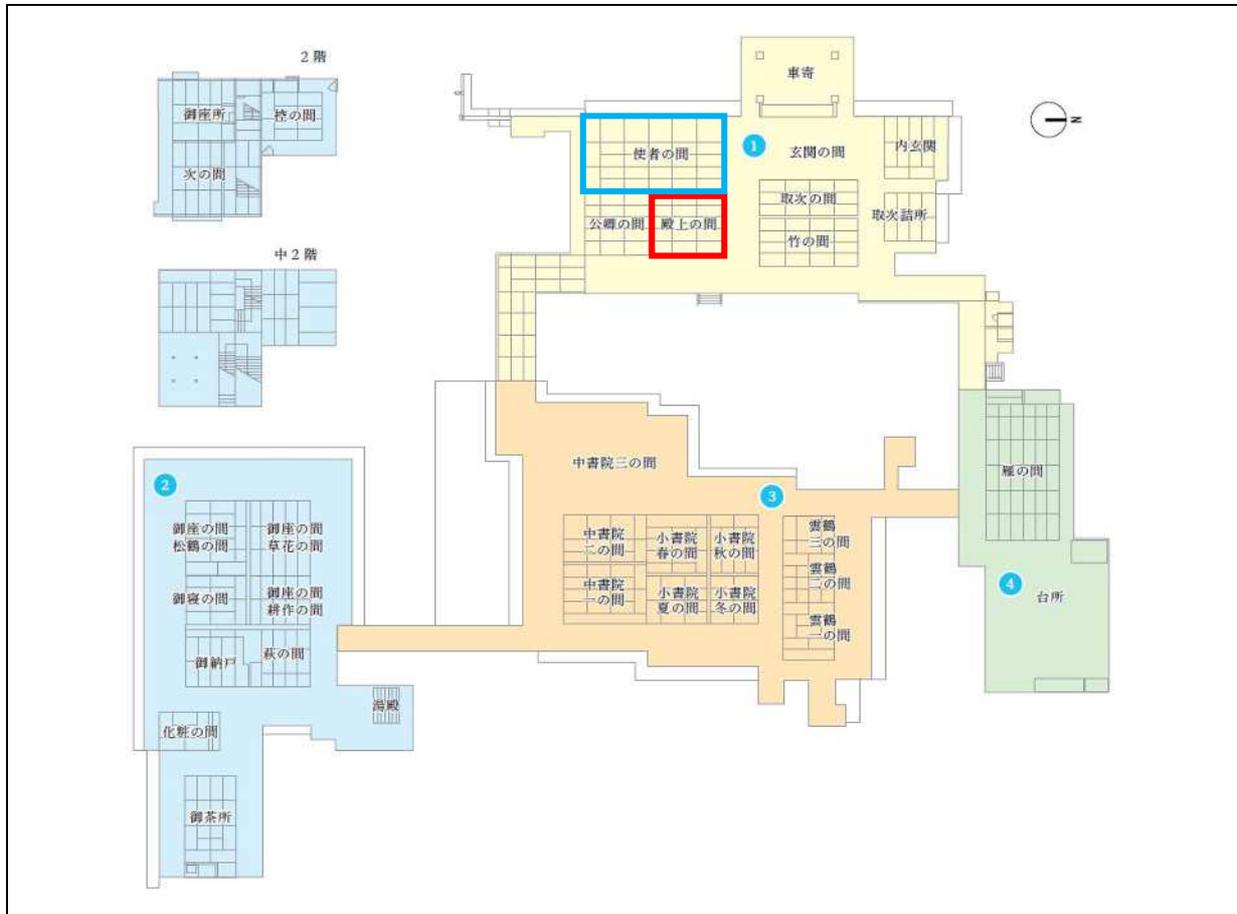
- (ア) 作業用車両の入退城については、可能な限り、観覧者のいない時間帯に行うこと。進入経路が歩行者観覧経路と重複するため、十分注意すること。
- (イ) 作業用車両の入退城は、原則として7:30から8:30までは東大手門から、9:00から18:00までは北大手門からとする。入退城の際には門付近に常駐する警備員の指示に従うこと。
- (ウ) 一般観覧時間（8:45から17:00）における作業用車両の城内の移動は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により入退城する際には、事前に本市職員に届け出たうえで、本市職員の立ち会いのもと、現場作業員が徒歩で車両を誘導すること。
- (エ) 城内の作業用車両速度は観覧者の有無に関わらず10km/h以下とする。
- (オ) 城外周辺道路での車両の駐停車は、厳に慎むこと。

別紙1 設置場所

二条城全体図



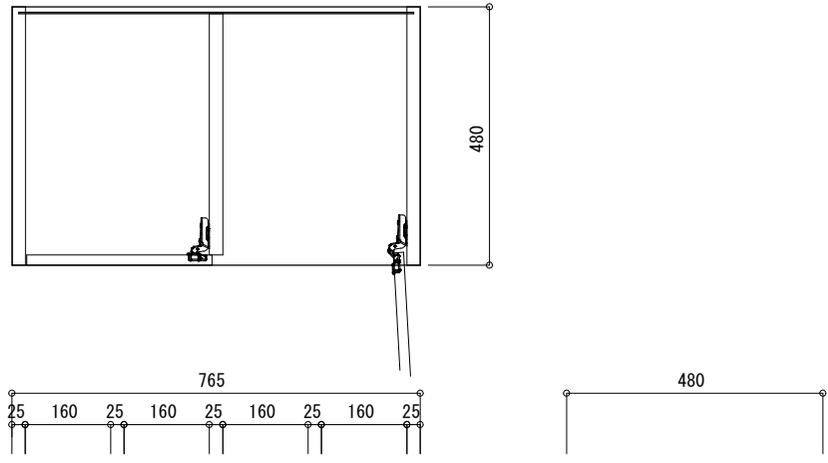
本丸御殿 平面図



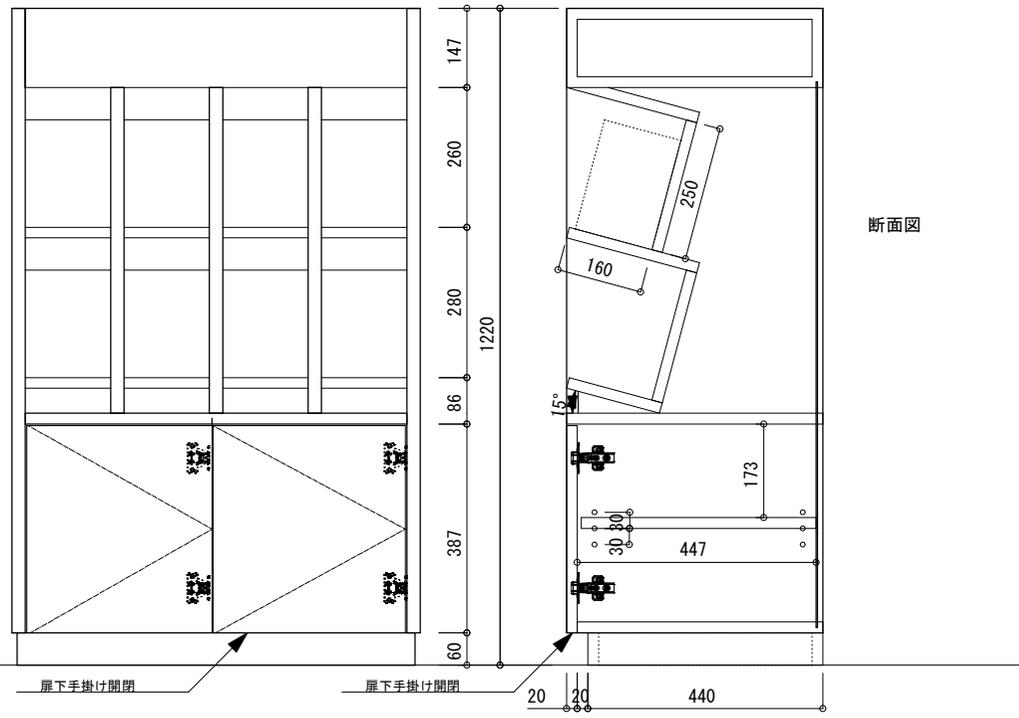
パンフレット台
外部 アイ化化粧板フラッシュ造
小口は同色ラミネ化粧板
背面は化粧なし
ラック部分は15度傾斜

下部は扉付収納
上下可動棚
扉の開閉は下部手掛け

下部平面



正面図



断面図

元離宮二条城本丸御殿パンフレット台の製作・設置業務委託
パンフレット台 1か所

SCALE 1:10

DATE